

水道法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要

1. 改正の趣旨

本省令案は、水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の規定の整備等を行うもの。

2. 改正の内容

（1）水道法施行規則の改正

① 広域連携の推進

広域連携を推進しようとする2以上の市町村が、改正法による改正後の水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第5条の3第5項の規定により都道府県に対して水道基盤強化計画の策定を要請する場合には、水道基盤強化計画の素案を作成した上で提示しなければならないこととする。

② 事業の休廃止の許可の申請手続及び許可基準

ア 申請手續

事業の休廃止の許可を申請しようとする水道事業者は、休廃止計画書、水道事業の休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類、休廃止する給水区域を明らかにする地図等を添えて、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。

イ 許可基準

厚生労働大臣は、事業の休廃止により公共の利益が阻害されるおそれないと認められるときでなければ許可をしてはならないこととする。

③ 水道料金に関する技術的細目

ア 水道事業者が地方公共団体である場合

改正法により水道事業者が事業に係る収支の見通しを作成することとされたことを踏まえ、料金原価の算定方法について、新たに以下の技術的細目を規定することとする。

（ア）事業に係る収支の見通しを作成した場合にあっては、当該試算に基づき、算定期間からおおむね3年後から5年後までの期間について算定されたものであること。

（イ）料金は（ア）の期間ごとの適切な時期に見直しを行うものであること。

（ウ）（ア）以外の場合には、料金がおおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

イ 水道事業者が地方公共団体以外である場合

水道事業者が地方公共団体以外である場合の料金原価の算定方法について、新たに、アと同様の技術的細目を規定することとする。その際、地方公共団体による水道事業の経営を前提とした現行の規定の「支払利息と資産維持費との合算額」の代わりに「事

業報酬の額」を用いることとする。

④ 適切な資産管理の推進

ア 水道施設の維持及び修繕

- 水道事業者が行う水道施設の維持及び修繕に関する基準として、次に掲げる事項を規定することとする。
 - (ア) 水道施設の構造や位置、維持・修繕の状況等を勘案し、水道施設の運転状態を監視し、適切な時期に巡視を行う。その上で、水道施設を維持するために、清掃等の措置を講ずる。
 - (イ) 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視等の適切な方法により点検する。
 - (ウ) 水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能で、水密性を要するコンクリート構造物は、おおむね5年に1回以上の頻度で点検を行う。
 - (エ) 点検等により、水道施設の損傷、腐食等の異状を把握したときは、水道施設を良好な状態に保つために修繕等の措置を講ずる。
- 水道事業者は、上記のコンクリート構造物について、点検の年月日、点検の結果等を記録し、これを次に点検するまでの期間保存しなければならないこととする。
- 水道事業者は、上記のコンクリート構造物について、損傷、腐食、劣化等の異状を把握し、修繕を行った際は、その内容を記録し、当該施設を利用している期間保存しなければならないこととする。

イ 水道施設台帳

水道施設台帳については、次のとおり、調書及び図面をもって組成するものとする。

- (ア) 調書には、少なくとも次に掲げる事項を記載する。
 - ・ 「管路等（導水管きょ、送水管及び配水管をいう。）」
その区分、設置年度、口径、材質及び継手形式（以下「区分等」という。）並びに区分等ごとの延長
 - ・ 「水道施設（管路等を除く。）」
その名称、設置年度、数量、構造又は形式及び能力
- (イ) 図面は、一般図及び施設平面図を作成するほか、必要に応じ、その他の図面を作成する。
 - ・ 「一般図」
市町村名及びその境界線、主要な水道施設の位置及び名称、主要な管路等の位置等を記載した地形図とすること。
 - ・ 「施設平面図」
方位、管路等の位置、口径及び材質、制水弁、空気弁等の位置及び種類、管路等以外の施設の位置及び敷地の境界線、付近の道路、河川及び鉄道等の位置等を記載すること。
- (ウ) 一般図、施設平面図又はその他の図面のいずれかにおいて、管路等の設置年度、継手形式及び土かぶり、制水弁、空気弁等の形式及び口径、止水栓の位置並

びに道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の構造形式、条数及び延長を記載する。

ウ 水道事業に係る収支の見通しの作成及び公表

(ア) 水道事業者は、事業経営の将来的見通しを把握するため、事業に係る収支の見通しは、次のとおり試算するものとする。

- ・ 30年以上の合理的な算定期間を定めて当該事業に係る長期的な収支の見通しを試算する。
- ・ 算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で、水道施設の更新需要を算出する。
- ・ 更新需要の算出に当たっては、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮する。

(イ) 水道事業者は、試算に基づき、10年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならないこととする。

(ウ) 水道事業者は、収支の見通しを作成したときは、おおむね3年から5年ごとに見直すよう努めなければならないこととする。

⑤ 水道施設運営等事業関係

ア 許可申請の手続き

○ 許可申請書に添付する書類及び図面は以下のとおりとする。

(ア) 申請者が水道施設運営権を設定しようとする民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）の定款又は規約

(イ) 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の位置を明らかにする地図

○ 水道施設運営等事業実施計画書に記載する事項のうち厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(ア) 選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであることを証する書類

(イ) 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の維持管理及び計画的な更新に要する費用の予定総額及びその算出根拠並びにその調達方法並びに借入金の償還方法

(ウ) 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金の算出根拠

(エ) 水道施設運営等事業の実施による水道の基盤の強化の効果

(オ) 契約終了時の措置

イ 許可基準の技術的細目

(ア) 改正法による改正後の法第24条の6第1項第1号を適用するについて必要な技術的細目については、次に掲げる事項を規定することとする。

a 水道施設運営等事業の対象となる水道施設及び当該水道施設に係る業務の範囲が、技術上の観点から合理的に設定され、かつ、選定事業者を水道施設運営権

者とみなした場合の当該選定事業者と水道事業者との責任分担が明確にされていること。

- b 水道施設運営権の存続期間が水道により供給される水の需要、水道施設の維持管理及び更新に関する長期的な見通しを踏まえたものであり、かつ、経常収支が適切に設定できるよう当該期間が設定されたものであること。
- c 水道施設運営等事業の適正を期するために、水道事業者が選定事業者を水道施設運営権者とみなした場合の当該選定事業者の業務及び経理の状況に関し確認する適切な体制が確保され、かつ、当該確認すべき事項及び頻度が具体的に定められていること。
- d 災害その他非常の場合における水道事業者及び選定事業者による水道事業を継続するための措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- e 水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における水道事業者が行う措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- f 選定事業者の工事費の調達、借入金の償還、給水収益及び水道施設の運営に要する費用等に関する収支の見通しが、水道施設運営等事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- g 水道施設運営等事業に関する契約終了時の措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- h 選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有することであること。

(イ) 改正法による改正後の法第 24 条の 6 第 1 項第 2 号を適用するについて必要な技術的細目については、選定事業者を水道施設運営権者とみなした場合の（1）③イの要件及び現行の第 12 条の 3 の要件に適合することとする。

(ウ) 改正法による改正後の法第 24 条の 6 第 1 項第 3 号を適用するについて必要な技術的細目については、水道施設運営等事業の実施により、当該水道事業における水道施設の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保並びに運営に必要な人材の確保が図られることを規定することとする。

⑥ 水道用水供給事業者への準用

②、④、⑤等の規定について、水道用水供給事業者に関する必要な準用規定を整備する。

⑦ その他所要の規定の整備を行う。

(2) その他

厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成 17 年厚生労働省令第 44 号)を一部改正し、水道施設台帳の作成・保管の義務付け及び水道施設の点検の記録等に関して、電磁的方

法を可能とする。

3. 根拠条項

法第5条の3第5項、第11条第1項、第14条第3項、第22条の2第1項、第22条の3第2項、第22条の4第2項、第24条の2並びに第24条の5第1項及び第3項第10号並びに第24条の6第2項並びに第34条の2 等

4. 施行期日等

公布日：令和元年9月上旬（予定）

施行期日：令和元年10月1日

ただし、2.（1）④イの規定は令和4年9月30日まで適用しない。